



国際ロータリークラブ第2620地区 静岡第2グループ

新富士ロータリークラブ会報

2026-27年度 RI 会長メッセージ

持続可能なインパクトを生み出そう

RI会長 オラインカ・ハキーム・ババロラ

第2620地区ガバナー 若林 秀典
新富士RC 会長 斉藤 寛明
幹事 堀井 健治

例会場・事務所 富士市本町5番1号

富士グリーンホテル高橋 内 TEL: 0545-64-1900

例会日時: 毎月第2・3・4火曜日 12:30~13:30

第1,566回例会 2026/07/21(火)

例会場: 富士グリーンホテル高橋

司会

※ロータリーソング

※今年度のRIテーマ唱和

※四つのテスト唱和

会長挨拶

斉藤寛明 会長



会場監督 高橋 孝行君



父母の離婚後の親権者の定めを選択肢が広がり、離婚後の父母双方を親権者と定めることができるようになります。

父母の婚姻中は父母双方が親権者ですが、これまでの民法では、離婚後は、父母の一方のみを親権者と定めなければなりませんでした。

今回の改正により、離婚後は、共同親権の定めをすることも、単独親権の定めをすることもできるようになります。

【親権者の定め方】

協議離婚の場合

父母が、その協議により、親権者を父母双方とするか、その一方とするかを定めます。

父母の協議が調わない場合や裁判離婚の場合、家庭裁判所が、父母と子どもとの関係や、父と母との関係などの様々な事情を考慮した上で、子どもの利益の観点から、親権者を父母双方とするか、その一方とするかを定めます。この裁判手続では、家庭裁判所は、父母それぞれから意見を聴かなければならず、子どもの意思を把握するよう努めなければなりません。

次のような場合には、家庭裁判所は必ず単独親権の定めをすることとされています。

・虐待のおそれがあると認められるとき

・DVのおそれその他の事情により父母が共同して親権を行うことが困難であると認められるとき

※ 殴る・蹴る等の身体的な暴力を伴う虐待・DVに限定されません。

※ また、これらの場合以外にも、共同親権と定めることで子どもの利益を害すると認められるときは、裁判所は必ず単独親権の定めをすることとされています。

【親権者の変更】

離婚後の親権者については、子どもの利益のため必要があると認めるときは、家庭裁判所が、子ども自身やその親族の請求により、親権者の変更(父母の一方から他の一方、一方から双方、双方から一方)をすることができます。

離婚前の父母間に一方からの暴力等があり、対等な立場での合意形成が困難であったといったケースでは、子どもにとって不利益となるおそれがあるため、この手続によって親権者の定めを是正することができます。

親権者の変更の場合も、上の2つの・に当てはまるときは、家庭裁判所は必ず単独親権の定めをすることになります



新会長から
前会長に
感謝状と記念品贈呈
一年間ご苦労様でした、
そしてありがとうございました😊

今日は楽しい♪

音楽会です♪



出席報告

例会回数	計算会員数	出席者	欠席者数	MU	出席率
1,566回	18人	13人	5人	0人	72.2%

本日の欠席者

金刺哲弥 君 望月かおり 君 渡邊哲男 君 堀井健治 君
久保田元久 君



出席報告 野村ゆり子 君



スマイル報告 本多修身 君

今日も
おいしい食事でした
グリーンホテルに
感謝です



今日の食事 ビシソワーズ・鮭カルパッチョ・鯛の包み焼

私のスマイル

※ 斉藤寛明 君

体調を崩さないよう、気をつけましょう

※ 和田三郎 君

暑い日が続きます。体調に注意しましょう

※ 長原良成 君

暑いですね。熱中症に気をつけましょう

※ 小山 哲 君

暑いと言わないように頑張ってます

※ 潮来克士 君

音楽会、楽しみです

※ 高橋孝行 君

4日間青森県を一周して来ました。最終日霊場恐山に一泊しました。方丈さんにご案内いただき感謝しました

※ 鈴木清久 君

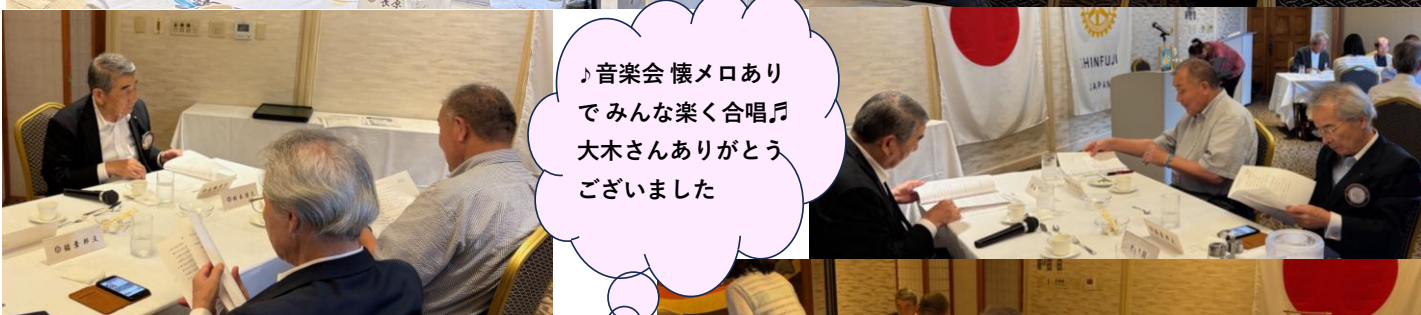
サッカー優勝スペインでした。優勝金額すごいです

※ 本多修身 君

暑いです。音楽会楽しみです。

※ 木村憲司 君

サッカーのワールドカップ戦がスペインの優勝で終わりました。日本は予選を通りましたが今一歩でした、楽しみが一つなくなりました。



♪音楽会 懐メロあり
でみんな楽しく合唱♪
大木さんありがとう
ございました

